12 救助義務

- (1) 事故が起きた場合、全てのスキーヤーは事故者を援助しなければならない.
- (2) 事故の当事者および目撃者は、速やかに事故の発生状況をパトロール員などスキー場係員に通報するとともに、怪我人の救助に協力しなければならない。
- (3) 事故の当事者および目撃者は、パトロール員などスキー場係員や当事者の求めに応じて、事故状況および氏名・連絡先などを正確に伝えなければならない。

事故の際,互いにスキーヤー同士が助け合うのは道義としても当然のことである。本条 (2) に示される通り、事故現場では「パトロール員などスキー場係員への通報」および「怪我人の救助」を可能な限り迅速に行ってスキーヤー同士が助け合うべきことが規定されている。したがって、スキーヤーは、自分が救助者となることを想定して救命救急に関する基礎的な知識・技術を事前に身につけておくことが望ましい。しかし、実際には全てのスキーヤーが救助能力に長けているわけではない。そのような場合には、救助者が無理をして二重事故を起こさないようにすることも大事である。

スキーヤーは滑走に際して、三角布やバンドエイドなど最低限の救急用品、事故状況を記録するための筆記具、受診時に必要な保険証等をポケットに入れて携行すべきである。また、パトロール詰所や診療所の所在および連絡先等について、滑走前に確認しておくことも忘れてはならない。

当事者および目撃者からの事故に関する情報は、事故後、医療機関で処置を施す際や、当事者間の法的責任の有無や軽重を判断する際にも有用なものである。(3) に規定される通り、「事故の当事者および目撃者は、パトロール員などスキー場係員や当事者の求めに応じて、事故状況および氏名・連絡先などを正確に伝えなければならない」。



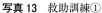
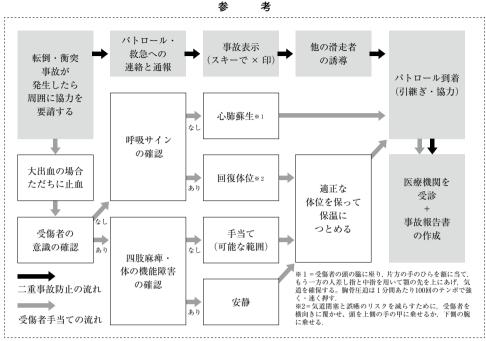




写真 14 救助訓練②



出所:布目靖則監修「スノースポーツ安全手帳 (2013年版)」より抜粋

図 2 事故対応フローチャート

13 捜索費用の負担

スキーヤーがスキー場管理者の規制を無視してコース外や管理区域外に出て遭難したときは、スキーヤーは捜索および救助に要した費用を負担しなければならない.

本条は、遭難事故を起こしたスキーヤー本人が、遭難救助に要した捜索・救助費用を負担すべきであることを明示している。ただし、スキーヤーが捜索・救助費用を負担しなければならないのは、「スキーヤーがスキー場管理者の規制を無視してコース外や管理区域外に出て遭難したとき」、すなわちスキーヤーが故意または過失によって規制を越えた場合である。

スキー場管理者は、コースマップや看板、あるいは必要に応じてロープを張るなどしてコースおよび管理区域の境界をスキーヤーに示し、スキーヤーがコース外や管理区域外へ容易に迷い込むことのないよう努めなければならない。本来、スキー場のこうした安全管理に手落ちがあってはならないが、万が一それがあった場合には当然スキー場管理者が捜索・救助費用を負担するとともに、その他の補償もしなくてはならない。

コース外や管理区域外での滑走は、重傷・死亡など重大事故につながる危険度が高い、特

第32号

に、滑走禁止区域や(管理区域内の)コース外での滑走は、滑っている本人にとって危険なばかりでなく、そこで発生した雪崩がコース内へ及ぶなど二重の危険性をはらんでいる。こうした行為は、ルールを守って滑っている他のスキーヤーをも事故に巻き込みかねない極めて違法性の高い行為である。

スキー場から出て管理区域外を滑る行為は、一般に山スキー(冬山登山)と見なされる。それ故、そこでの活動は本基準の適用外となっているが、万が一スキー場隣接地で遭難が発生した場合には、人命尊重の見地から多くのスキー場従業員等が昼夜あるいは天候を問わず遭難救助にあたることになる。スキーヤーが準備不足のまま安易に管理区域外へ出てはならない理由の一つはまさにここにある。管理区域外を滑るのは、冬山に必要な装備を準備し、十分なトレーニングを積むかガイドを同行するかして、万が一事故の際にはセルフレスキューにより安全確保できる体制を整えてからでなくてはならない、警察・関係機関への登山届の提出はもちろんのこと、スキー場管理者によるゲート(登山口)が設けられている場合には、必ずこのゲートから入山(スキー場から流出)しなければならない(p.119、スキー場境界線と立入禁止区域)

参考

野沢温泉村スキー場安全条例 第11 条 (捜索救助費用の弁償)

スキーヤーは、第7条第1項に定められたスキー場区域に属さない区域において発生した事故により捜索救助を受けた場合は、その費用を指定管理者に弁償しなければならない.

14 ヘルメット・帽子の着用

スキーヤーはヘルメット・スキー帽を着用することが望ましい.

スノースポーツ中の転倒あるいは衝突によって死亡した事例のほとんどが頭部損傷によるものである。ヘルメットを着用して頭部を保護することはスキーヤーの生命を守るのに有効である。

全国スキー安全対策協議会では『スキー場傷害報告書』を作成し、国内スキー場の傷害実態に関する基礎資料を提供しているが、同2012/2013シーズン版には、"受傷者のヘルメット着用率は、スキーで21.2%(昨シーズン比2.2%増)、スノーボードで7.6%(同2.7%増)であり、この数字は欧米のヘルメット着用率8割に大きく及ばないため、さらなる啓蒙活動が望まれる"との指摘がなされている。

近年, 販売店の店頭に並ぶヘルメットの種類や数が増え, 値段も比較的手頃になってきた.

スキーヤーは、自分の使用目的と頭の形に合ったものを買い求めるなどして、スキー場ではこれを正しく着用し、自己防衛に役立てるべきである.

15 保険加入の勧め

スキーヤーは事故に備えて、あらかじめ傷害保険等に加入しておくことが望ましい.

スキーヤーがルールやマナーを守って行動していたとしても、残念ながら事故をゼロにすることはできない。事故によって発生した傷害や損害を金銭的に補償してくれるのが保険である。スノースポーツ事故に対応する保険の形態(種類)として、① スキー保険・スノーボード保険(但し、商品数が年々減少している)、② 国内旅行傷害保険(賠責を付加することが可)。③ その他損害賠償保険などがある。

自損事故による怪我などは傷害保険で対応できるが、スノースポーツ事故では他者に与えた 損害を先方から求償されるケースもあるため、スキーヤーはこれへの備えとして損害賠償責任 付きの保険にも加入しておくことが得策である。これによってスキーヤーは、万一、事故で賠 償責任が生じた際の金銭的リスクを軽減させることができる。

また、スキー場によっては、リフト券に保険が付加される"入場者保険"制度を取り入れているところや、スキーヤーがリフト券販売所などで任意に保険金を支払うことによって即日加入できる保険サービスを行っているところもある。しかし、こうしたサービスを全くしていないところもあるなど各スキー場の経営方針によって対応がまちまちであるため、スキーヤー自身であらかじめ保険加入しておくか、訪れる予定のスキー場に保険の取り扱い窓口があるかを下調べしておく必要がある。

第3章 スキー場管理者の責務

本章は、スキー場管理者がスキーヤーの安全確保に向けてなすべき事柄について定めている。スキー場管理者がこれらの責務を十分に果たさずに事故が発生した場合、スキー場管理者は法的(民事・刑事上の)責任を問われることもある。

安全なスキー環境をつくりあげていくには、スキーヤーとスキー場管理者との協働が必要である。スキー場管理者は、本章に定められた責務を果たし、スキーヤーの安全確保に努めなくてはならない。

1 スキー場の管理

- (1) リフト・ゴンドラ等の索道施設の管理は、鉄道事業法および国土交通省作成の 「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」にもとづいて索道事業者が 行う.
- (2) ゲレンデの管理は、スキー場管理者が設置したスキー場安全対策委員会が行う.スキー場安全対策委員会が設置されていないスキー場においては、スキー場管理責任者が直接これにあたる.

スキー場は、① 索道施設 (リフトやゴンドラなど)、② ゲレンデ (コースやピステ)、③ サービス施設 (レストランやスクールなど)、④ その他によって構成される.

本条 (1) において、索道施設の管理は「鉄道事業法および国土交通省作成の『鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方』にもとづいて索道事業者が行う」と規定し、(2) において、ゲレンデの管理は「スキー場管理者が設置したスキー場安全対策委員会が行う」と規定している。これは、索道施設とゲレンデの管理業務における責任主体を明確にするためである。

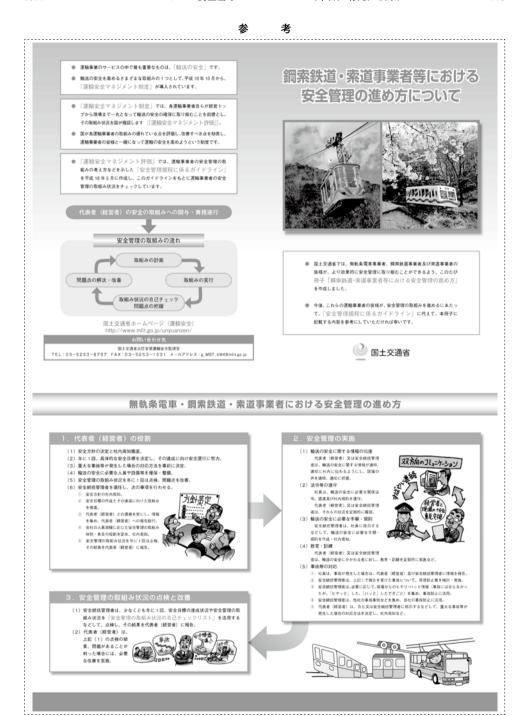
なお、「スキー場安全対策委員会が設置されていないスキー場においては、スキー場管理責任者が直接これにあたる | ことを付記している.

1-1 索道施設の管理と鉄道事業法

索道施設の管理については、『鉄道事業法(以下, 鉄事法)』第3章(32条から38条)に規定されている。索道事業者はこれら鉄事法の関連条文について十分に理解した上で索道施設の管理および運営にあたらなくてはならない。

さらに「『鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方』~事故・トラブルの防止に向けて~」(国土交通省大臣官房運輸安全監理官,平成21年6月)およびその参考資料(冊子)の記載内容についても遵守しなければならない。これらの資料は、各スキー場の管理事務所(現場)に保管しておくべきものである。

なお、鉄事法第19条の4(鉄道事業者による安全報告書の公表)には「鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度、安全報告書(輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。)を作成し、これを公表しなければならない」と定められている。安全報告書の公表は、索道事業者の義務であり、一般的には各スキー場のWEBページに掲載(公表)されることが多い。



出所:国土交通省 運輸安全マネジメント制度関連パンフレット (www.mlit.go,jp/common/000130818.pdf)

図 3 鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方について

1-2 ゲレンデ管理と管理責任者

ゲレンデ管理は、原則として「スキー場安全対策委員会」がこれにあたる。「スキー場安全 対策委員会」は、スキー場管理責任者のもと各担当部署(索道・圧雪・パトロール・営業・施 設管理など)の責任者によって構成されることが多い。

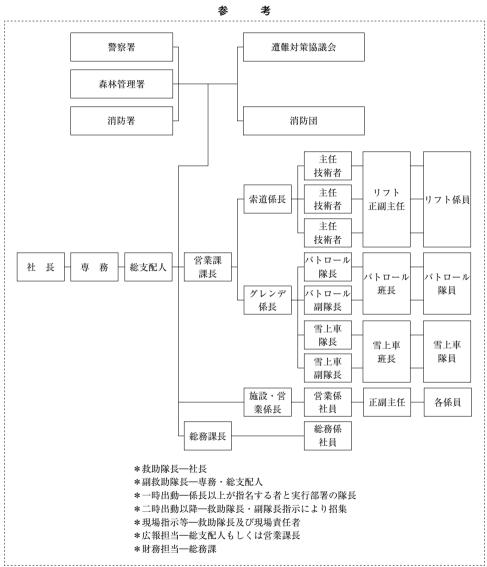


図 4 スキー場安全対策委員会組織図(例)

なお、スキー場の規模や従業員数など何らかの理由により「スキー場安全対策委員会」が設置できない場合、「スキー場管理責任者」が直接この任にあたる.

2 情報の提供

(1) スキー場マップの作成

スキー場管理者は、スキー場マップを作成し、いつでもスキーヤーに提供できる 状態にしておく.

スキー場マップには次の事項を掲載する.

- ① スキーヤーに対する注意事項
 - i このスキー場でスキーをなさる方へ(告知)
 - ii スキー場の行動規則
 - iii リフト利用時の注意
 - iv スキー場独自の呼びかけ
- ② スキー場境界線と立ち入り禁止区域
- ③ リフト券発売所、スキースクール受付
- ④ コースおよびリフト・ゴンドラ
- ⑤ コースの難易度(初級=緑、中級=赤、上級=黒)
- ⑥ パトロール詰所と電話番号
- ⑦ トイレ、レストラン、休憩所
- ⑧ その他
- (2) スキー場管理者は、コースの閉鎖・気象警報の発令・雪崩発生の危険など、ゲレンデコンディションが異常な状況にあるときには、掲示・場内放送等を通じていち早くスキーヤーに情報を伝えるとともに必要な措置を講じなければならない。

スキー場管理者は、スキーヤーの目に留まるよう、スキー場内の主要な場所に「スキー場 マップ」を置いておかなければならない.

また、天候・コース状況の急変等によってスキーヤーに危険が及ぶ可能性のあるときには、 場内放送等あらゆる手段を使って、スキー場内にいる全てのスキーヤーに対し速やかに情報を 提供しなければならない。

2-1 スキー場マップの作成義務とその掲載事項

スキーヤーが全国どこのスキー場に行っても混乱しないよう,「スキー場マップ」に記載する内容について統一がはかられるべきである.本基準では,①スキーヤーに対する注意事項の

他、マップ図面に②~⑧を書き入れるべきことが示されている。本条に示されているのは必要最小限の事項である。その他、それぞれのスキー場の創意工夫により、スキーヤーにとって分かりやすく、利用しやすい「スキー場マップ」の作成に努めるべきである。

2-1-① スキーヤーに対する注意事項

スキー場マップには、スキー場利用者に対する「注意書」(下表 i ~iii) に加え、必要に応じて「スキー場独自の呼びかけ」を明記しておかなければならない。いわゆるローカル・ルールなどがこれにあたる。

i) このスキー場でスキーをなさる方へ(告知)

参 孝

このスキー場でスキーをなさる方へ(告知)

このスキー場では、皆様の安全を守るために最善の努力をつくしています.

皆様は次のことがらをよくご理解の上、別に定められた「スキー場の行動規則」を守って、 事故のないようにしてください.

(スノーボーダーは「スキー」を「スノーボード」と読み代えてください)

- 1 スキーには次のような特有の危険があることをご承知の上、これをご自分の注意により避けるようにしてください。
 - ① 雪・風・霧など、天候による危険
 - ② ガケ・凹凸など、地形による危険
 - ③ アイスバーン・雪崩など、雪の状態による危険
 - ④ 岩石・立木など、自然の障害物による危険
 - ⑤ リフト施設・建物・雪上車両など、人工の障害物による危険
 - ⑥ 他のスキーヤーとの接触による危険
 - ⑦ みずからの失敗による危険
- 2 スキー場管理区域の外に出ないでください。管理区域内でもコースに指定されていない所 には出ないでください。
- 3 保護者の目の届かない所でのお子さまの単独行動は、お止めください.
- 4 当スキー場では、この告知およびスキー場の行動規則の無視・軽視による事故には責任を 負いかねます。

以上のことがらを承認できない方は、このスキー場でのスキーをお断りします.

出所:(財)日本鋼索交通協会,(財)全日本スキー連盟,(社)日本職業スキー教師協会,全国スキー安全対策協議会,日本スノーボード協会(平成10年10月策定)

ii) スキー場の行動規則

参考

スキー場の行動規則

- 1 他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない。
- 2 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう。滑り方を選ばなければならない。
- 3 前にいる人の滑走を妨害してはならない.
- 4 追い越すときは、その人との間隔を十分にあけなければならない.
- 5 滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければ ならない。
- 6 コースの中で座り込んではならない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まること も慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあけなければならない。
- 7 登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- 8 スキーやスノーボードには、流れ止めをつけなければならない.
- 9 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示には従わなければならない。
- 10 事故に出あったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

出所:(財)日本鋼索交通協会,(財)全日本スキー連盟,(社)日本職業スキー教師協会,全国スキー安全対策協議会,日本スノーボード協会(平成10年10月策定)

iii) リフト利用時の注意(様式1あるいは2)

様式1はスノーボーダーが利用するスキー場向け、様式2はそうでないスキー場向けのものである。様式1には、スノーボーダーのハイバックが搬器の下に入り込む危険性についての注意が付加されている。

参 考

リフト利用時の注意(様式1)

あなたの行動は、あなたと他の利用者全員の安全に関わっています。リフトの利用に当たっては、責任と義務をともないます。次のことを守ってください。

<乗車時>

- 1 リフト利用に不安なかたは、申し出て下さい.
- 2 「のりば」の表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機してください.
- 3 乗りそこねたら、直ぐにリフトから離れてください.
- 4 スキーヤーは、ストックがとなりの人の迷惑にならないように注意してください。
- 5 リュック等はヒザにのせ、衣服等のヒモにも注意してください.
- 6 ボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたたんでください.

<乗車中>

- 1 セイフティーバーを下ろし、深く腰をかけてください.
- 2 乗っている時は、次のことを行わないでください。
 - (1) イスを揺らすこと.
 - (2) イスから飛び降りること.
 - (3) イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること.
 - (4) ストック等で柱などにさわること.
- 3 リフトが止まっても飛び降りないでください.

<降車時>

- 1 「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐ進んでください。
- 2 降りられなかったら、そのままイスに座っていてください、

係員の指示に従ってください.

リフト利用時の注意(様式2)

あなたの行動は、あなたと他の利用者全員の安全に関わっています。リフトの利用に当たっては、責任と義務がともないます。次のことを守ってください。

<乗車時>

- 1 リフト利用に不安なかたは、申し出て下さい、
- 2 「のりば」の表示位置でスキーを正しく前に向けて待機してください.
- 3 乗れなかったら、直ぐにリフトから離れてください.
- 4 スキーヤーは、ストックがとなりの人の迷惑にならないように注意してください.
- 5 リュック等はヒザにのせ、衣服等のヒモにも注意してください.

<乗車中>

- 1 深く腰をかけてください.
- 2 乗っている時は、次のことを行わないでください.
 - イスを揺らすこと.
 - (2) イスから飛び降りること.
 - (3) イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること.
 - (4) ストック等で柱などにさわること.
- 3 リフトが止まっても飛び降りないでください.

<降車時>

- 1 「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐ進んでください。
- 2 降りられなかったら、そのままイスに座っていてください.

係員の指示に従ってください.

出所:「リフト利用者の皆さま」(様式 1, 2) について (助日本鋼索交通協会 索道事故防止委員会策定 (平成 16 年 1 月 30 日通知)

2-1-② スキー場境界線と立入禁止区域

一般に boundary (バウンダリー) と呼ばれる「スキー場境界線」は、スキー場管理責任者が管理監督の許認可を受けている場所(スキー場管理区域内)と許認可を受けていない場所(スキー場管理区域外)との境界を示すものである。前者が「スキー場」であり、後者は「山岳」となる。

スキー場によっては、「スキー場境界線」の内側に(飛び地状の)スキー場管理区域外が存在することもある。このような場所は、一般にコース外として「立入禁止区域」の措置がとられる。

スキー場マップに「スキー場境界線」と「立入禁止区域」を掲載しておくことは、スキーヤーとスキー場管理者の双方にとって極めて重要である.

近年、用具や滑走スタイルの変化とともに、スキー場内の索道を使って高所へ移動し、さらにそこから「スキー場境界線」を超え、いわゆるバックカントリーやサイドカントリーと呼ばれる場所を滑走するスキーヤーが増えている。また、スキーヤーの安全を確保するためにスキー場管理者が「立入禁止」としているエリアを滑走するスキーヤーも後を絶たない。さらに、近年パウダースノーを求めて国外から訪れるスキーヤーも増えている。こうした状況を踏まえ、スキー場マップに「スキー場境界線」と「立入禁止区域」を分かりやすく表示しておくことが必要不可欠となっている。

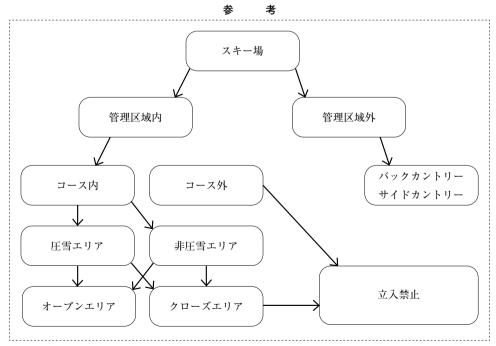


図 5 スキー場を取り巻く地勢の特徴





写真 15 スキー場境界線を示す看板

写真 16 進入禁止を示す看板

2-1-(3)~(8)

③~⑦に示される事項は、あくまでも必要最低限のものである。それぞれのスキー場がおかれている事情に鑑み、必要があれば⑧「その他」の事項として付記すべきである。

2-2 スキー場異常時の告知義務

スキー場管理者は、気象警報の発令、雪崩の可能性、コースのクローズ(閉鎖)などの緊急 情報について、場内放送や掲示を通じて速やかにスキーヤーに伝えなければならない。即時的 な情報提供を行うために、スキー場管理者には臨機応変の対応が求められる。

3 注意事項の掲示

スキー場管理者は、本基準第3章2 (1) ①に掲げる事項について、スキー場内に あるリフト券発売所、スキースクール受付、スキーヤーが最初に乗るリフト乗り場に 掲示しなければならない。

スキー場管理者は、スキーヤーへの注意喚起として、スキー場内にあるリフト券発売所、スキースクール受付、スキーヤーが最初に乗るリフト乗り場に、本基準第3章2(1)①に掲げる、「このスキー場でスキーをなさる方へ(告知)」「スキー場の行動規則」「リフト利用時の注意」「スキー場独自の呼びかけ」を掲示しなくてはならない。

全国どこのスキー場に行っても統一された場所に統一された「注意事項」が掲示されていることは、「注意事項」に関するスキーヤーの認知力を高め、事故の未然防止に効果的であると考えられる.

看板の作成にあたっては、スキー場利用者に認知されやすいよう、本基準が定める「作成仕

様 に従って行うべきである.

参考

「リフト利用者の皆さま」(様式1、2) について

摘要

(1) 作成仕様

字 体:新ゴシックB体. 100P (看板文字)

配 色;黄色地に黒文字

大きさ; A 0 版 (841mm×1189mm) を基本とする.

内 容;添付見本のとおり.

- (2) 内容については、単線自動循環式特殊索道、単線固定循環式特殊索道共通とする. 但し、単線滑走式特殊索道は除く.
- (3) 読み仮名, 絵表記は、そのスキー場の判断により追加するものとする. 但し、絵表記を使用する場合は、この注意看板と別にして作成する.
- (4) 第1案を基本とするが、スノーボーダーが使用しない場合及びセイフティーバーの設備がない場合は、第2を参考として該当しない部分を削除する。
- (5) 横乗車方式のリフトは、添付見本を参考にして作成する.
- (6) 早い機会に本統一看板に替えておく.

出所:(財)日本鋼索交通協会 索道事故防止委員会策定(平成16年1月30日通知)



写真 17 券売所に設置された「スキー場の行動規則」(看板)

4 スノーパークの管理

- (1) スノーパークは、ロープ・ネットなどを用いて一般のコースと区別する.
- (2) スノーパークの区域は、ゲレンデマップに明示する.
- (3) スノーパーク入口付近あるいはスノーパーク内に、利用にあたっての注意書を掲示する.

スノーパークとは、ハーフパイプ、キッカー(ジャンプ台)、レール(金属でできた手すりのようなもの)、ボックス(強化プラスチックなどでできた箱形状の長いもの)など人工的に作られたアイテムが設置された場所をいう。

スノーパーク利用者は設置されたアイテムを使って、飛んだり、乗ったり、こすったり、あてたり、という行為をするため、必然的に事故のリスクが高まる。したがって、スノーパークの管理にあたっては特別な注意が必要である。

4-1 スノーパークのセパレート

スノーパークは、その特性上、高度の危険をともなう。一般スキーヤーが間違えてここに入り込んでしまった場合、たとえ上級者であっても転倒等によって思わぬ怪我を負うことがある。また、トリックを行っているところに突如一般スキーヤーが入ってくることによって衝突事故が起きることもある。こうした事故を未然に防止するため、スノーパークと一般コースとの境界は、ロープやネットなどを用いて区別(セパレート)されていなければならない。

ただし、スノーパークが一般コースに隣接しておらず、一つのコース全体がスノーパークになっているところでは、一般スキーヤーの迷い込みや一般スキーヤーとの衝突の可能性はないので、セパレートは行わなくても良いと考えられる。

4-2 ゲレンデマップへの明示

ゲレンデマップにスノーパークの区域を明示することは、スキーヤーへの情報提供として必須である。スノーパークを利用したいスキーヤーおよびスノーパークに近づきたくないスキーヤーの双方にとって必要な情報だからである。

4-3 注意書の掲示

パーク入口付近かパーク内には必ず「注意書」を掲示しなくてはならない。利用前に「注意書」を読んでもらうことによって、利用者が禁止事項や制限について事前に理解していることが大事である。また、スキー場によってアイテムのレイアウトや難易度は様々であるため、アイテムのレイアウトやオープン・クローズを把握できるものであれば、利用者にとってより親切である。

5 危険物の表示

- (1) 通常の視界条件(日中,場合によっては夜間でも降雨・降雪のない天候状態) のもとで30m手前から視認しにくい障害物があるときは、コース内またはコース に隣接する箇所に「危険」、「SLOW」、「SPEED DOWN」等の表示をして、スキーヤーに注意を促さなければならない.
- (2) スキー場管理者は、スキーヤーが前項の障害物に衝突して大きな事故となるおそれがあるときには、障害物にマット等の緩衝具を取り付けなければならない。

スキーヤーの身体・生命に危険を及ぼすおそれのある障害物には,「危険物の表示」をして スキーヤーに対し注意を呼びかけなければならない.

「危険物の表示」の設置基準、および障害物への対処については以下の通りである.

5-1 危険物表示の設置基準

日中・夜間を問わず、(降雨・降雪・霧など悪天候でない)通常の視界が確保出来る状況下で、30m 手前から確認しにくい障害物がある場合、スキー場管理者はスキーヤーの安全を確保するために「危険」、「SLOW」、「SPEED DOWN」等の表示をしなければならない。本条の規定は、米国コロラド州スキー安全法の「100フィート条項」を参考にしている。基本的に100フィート(約30m)の距離があれば、一般にどんな障害物であっても回避することが可能であると考えられる。

5-2 障害物への対処

スキー場内に5-1に示す障害物があり、それが原因となって大きな事故を引き起こすおそれがあるとき、スキー場管理者はスキーヤー保護のためマットなどの緩衝具を取り付けなければならない。



写真 18 給水栓の保護マット



写真19 コース脇に設置された標識

参考

コロラド州スキー安全法 33-44-107(7)

スキー場事業者は、スロープまたはトレイルにある給水栓、水道管、その他の人工工作物で通常の視界条件のもとで最低100フィートの距離から視認できないものについては、すべて注意を喚起するための標示を行い、かつ、衝突による傷害が軽減するように緩衝材で十分かつ適切に覆わなければならない、標示の方法は例えば木の柱、旗、標識などどのようなものでもよく、かかる標示がスキーヤーから100フィートの距離で視認でき、かつ標示自体が重大な障害にならないものであればよい、斜度あるいは地形自体の変化、また、道路、キャットウォークその他の地形の変化は、自然のものかコース設計によるか、あるいは人工降雪や圧雪作業によるか否かを問わず人工工作物とはみなさない。

6 雪上車両の運行

- (1) 雪上車両とは、圧雪車 (ゲレンデ整備車)・雪上車・スノーモービルその他雪 上を走行する車両をいう。
- (2) 雪上車両の運行は、一般財団法人日本鋼索交通協会・全国スキー安全対策協議会が定める「雪上車両の安全運転マニュアル」に従って行う。
- (3) 圧雪車
 - ① 圧雪車の装備
 - i ヘッドライト
 - ii テールランプ
 - iii 警音器
 - iv 回転警告灯
 - ② 圧雪車の運行

圧雪車(ゲレンデ整備車)を運行するときは、前項の装備をすべて点灯・作動させる。ただし、コースを閉鎖しているときや夜間その他の場合で、警音がなくても十分に安全が確保できると判断されるときは、警音器の作動を省略することができる。

③ 救急活動・コース整備などスキー場の管理上やむを得ないときを除き、原則として営業時間外に運行する.

スキー場管理者は、状況に応じて次の措置をとる.

- i 場内放送などを通じてスキーヤーに雪上車両の運行を知らせる
- ii コースの閉鎖
- iii 誘導員の配置
- iv その他

スキーヤーと雪上車両との衝突,特に圧雪車(ゲレンデ整備車)との衝突は,スキーヤーの身体・生命に重大な危険が及ぶ.スキー場における雪上車両の運行にあたっては,本基準が遵守されなければならない.

6-1 雪上車両の定義

雪上車両とは、①圧雪車(無限軌道)、②雪上車(無限軌道)、③スノーモービル(無限軌道 +ソリ)、④バギー(4輪もしくは3輪)、⑤その他雪上を走行する全ての車両、と定義される。

6-2 安全運転の基準

雪上車両の安全運行のため、一般財団法人日本鋼索交通協会・全国スキー安全対策協議会が 定める「雪上車両の安全運転マニュアル」を遵守しなければならない。

参考

雪上車両の安全運転マニュアル

- 第1章 安全運転管理の体制づくり
- 第2章 スキー場の安全管理と雪上車両
- 第3章 安全運転の心構え
- 第4章 安全運転のための資格知識
- 第5章 ゲレンデ整備車の点検・注意事項
- 第6章 スノーモビルの点検・注意事項
- 第7章 雪上車両安全運転管理規程作成基準
- 第9章 雪上車両に対する事故防止措置
- 第10章 雪上車両事故処理要領作成基準

出所: 脚日本鋼索交通協会, 全国スキー安全対策協議会 (平成元年 7 月策定, 平成12年10月改定)

6-3 圧雪車 (ゲレンデ整備車)

圧雪車とは、ゲレンデを整備するための排雪板・ミル・ウインチなどの特殊装備を備え、雪

上でも走行できるように無限軌道が備わった車両をいう。圧雪車は、大型かつ運転席からの死角が大きいことなどから、運行にあたって特別な注意が必要である。運行には、6-3-①~③の基準が遵守されなければならない。

6-3-① 圧雪車の装備

圧雪車には、i ヘッドライト、ii テールランプ、iii 警音器、iv 回転警告灯が装備されていなければならない。また、これらが正しく作動・点灯するか日常点検を怠ってはならない。

6-3-② 圧雪車の運行

圧雪車の運行中は、基本的に6-3-①に定められた装備のすべてを点灯・作動させなければならない。ただし、コースを閉鎖しているときやスキー場営業時間外(夜間)など、警音がなくても十分に安全が確保できる場合には、警音器の作動を省略することが認められている。

6-3-③ 圧雪車の運行時間

圧雪車は、スキーヤーとの衝突事故を避けるために原則としてスキー場営業時間外かコース が閉鎖されているときに限って運行が許される.

ただし、救急活動や安全管理上の理由により、例外的に営業時間中に運行するときには、「場内放送などを通じてスキーヤーに雪上車両の運行を知らせる」「コースの閉鎖」「誘導員の配置」「その他」必要な措置を講じなければならない。



写真 20 雪上車(前方より撮影)



写真21 雪上車(後方より撮影)

判 仮

A スキー場 スノーボーダー 雪上車衝突重傷事故 千葉地裁判決 (平成22年8月6日)

被告は、本件事故現場付近で雪上車を運行させるに当たって、スキーヤー又はスノーボーダーの危険を防止するために必要な措置を採る義務を負うというべきであり、かかる義務の具体的内容を判断するには、上記「国内スキー等安全基準」のほか、「雪上車両の安全運転マニュアル」及び「安全運転雪上車等運行規程」や本件雪上車の取扱説明書の内容(上記1(2) エ、(3)、(4)参照)は、それらがいずれも実際のゲレンデにおける具体的危険性に基づく合理的なものと認められるので、危険防止措置義務を判断する上での指針になるということができる。

そこで、被告の具体的義務内容を検討するに、スキーヤー又はスノーボーダーの本件雪上車作業区域への接近進入を防ぐことにより、本件雪上車とスキーヤー又はスノーボーダーとの衝突事故の発生を未然に防止することができたと認められることからすると、①スキーヤー又はスノーボーダーの接近を防止するために、誘導パトロール員を付けるか監視用助手を同乗させる義務、又は、②コースの閉鎖をする、すなわち、作業区域に安全ロープを張るなどして一般のスキーヤー又はスノーボーダーに利用させないよう閉場する義務があったというべきである。

7 雪崩の管理

- (1) スキー場管理者は、コース内に雪崩の危険が及ぶと判断したときは、直ちに コースの全部または一部を閉鎖し、スキーヤーを安全な場所に誘導しなければな らない。
- (2) スキー場管理者は、雪崩が発生したときに迅速な救助活動が展開できるよう必要な人員と装備を整えておかなければならない。

本条は、スキー場においてスキーヤーに雪崩の危険が及ぶ可能性があるときのスキー場管理 者の基本的な対応および事前準備の必要性について定めている.

雪崩は、スキーヤーや施設に甚大な被害を及ぼすおそれがあるため、スキー場管理の中でも 特殊なものとして考えなくてはならない。

雪崩の危険は人に危害が加わることをもって危険といい、危害が加わらない場合は危険とはいわない。これを雪崩の危険(アバランチハザードトライアングル)といい、雪崩に対する知識を得るための教育現場では最初に学ぶ基本的なものである。

7-1 雪崩の危険への対応方法

雪崩によりコース内のスキーヤーに危険がおよぶと判断されるときは、スキー場管理者は直

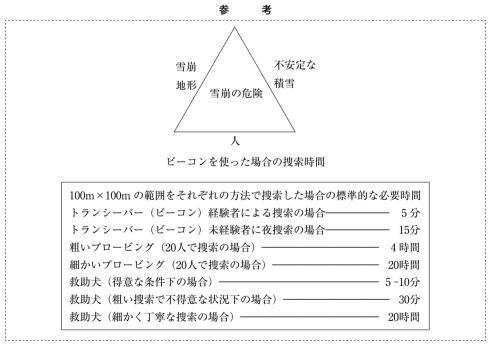
ちにコースの全部または一部を閉鎖し、スキーヤーを安全な場所に誘導しなくてはならない.

ここで注意しなくてはならないのは、雪崩が発生する場所と、雪崩によって被害が及ぶ場所が一致しないこともあるということである。コース開放は、雪崩発生の危険性がなくなってから行わなくてはならないのはいうまでもない。

例えば、スキー場のはるか上部で雪崩が発生した場合、スキー場のコースに危険を及ぼすと きはスキー場として対応する必要があるが、スキー場の中でもコースに危険を及ぼさない場合 は対応する必要はない。

7-2 事前準備

スキー場管理者は、雪崩が発生した際に迅速な救助活動が行える人員および必要装備を整えておかなければならない。加えて、雪崩に対する知識と装備の使い方を出来るだけ多くのスタッフに指導しておかなければならない。特に、雪崩の危険性を判断したり雪崩の危険を管理したりするスタッフに対しては、雪崩についての知識と装備の使い方を熟知させておく必要がある。



出所:THE MOUTAINEERS BOOKS 発刊 THE AVALANCHE HANDBOOK 3 EDITION 2008 年 3 刷版より

図 6 雪崩の危険 (アバランチハザードトライアングル)

8 秩序の維持

スキー場管理者は、スキーヤーが他人の迷惑となるような行為をし、注意されても なお改めないときは、そのスキーヤーに対してスキー場からの退去を求めることがで きる.

多くの人が利用する施設の秩序維持のため、スキー場管理者は、スキー場で人の迷惑となる 行為をし、注意されても改めないスキー場利用者に対して、スキー場からの退去指示をするこ とができる.

参考

野沢温泉村スキー場安全条例 第10条 (入場の禁止等)

指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止 し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否する ことができる。

9 事故原因の調査

- (1) 事故が発生したときは速やかに救護にあたる.
- (2) 事故の状況を記録し保管するとともに、関係者から求められたときにはこれを提示しなければならない。
- (3) 重傷・死亡事故については、事故の原因を調査し、同種事故の再発防止に努める.

救護, 事故記録, 事故原因の調査は, スキー場管理者の責務の一つである.

9-1 救護の最優先

スキー場管理者は、事故発生時の救助作業を最優先に行う、パトロール員は、迅速的確な救 護のため、救護に関する知識と技術を日頃から研鑽しておかなくてはならない。

9-2 事故記録の保管と開示

事故状況を時系列的に記録しておくとともに、事故記録を一定期間保管しておかなければならない。最低でも5年間は保管しておくことが推奨される。

事故の関係者から記録の提示を求められた場合には開示しなければならない.この記録は警察・救急・保険会社そして当事者にとって重要な参考書類となりうるものである.

参考

スキー場名	š				₹2月スキ	一場	傷害	調査用約	-		S·B		
負傷 日時	1 1 2 午後	Í	<u>)</u> 分	大	1時 2曇 3等 1雨 5その他()	6	スキー	1アルベンスキー 3テレマークスキー 4クロスカントリース 5その他のスキー(÷	字一ボー }	(100 cm未)	清)
負傷者 氏 名							用具	スノー ボード ソリ	6フリースタイルス/ 「アルベンスノーボー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	- ド 8 その他のスノーポード 10 腰掛ソリ 111立ち乗りソリ			
	Ⅱ 男	2 女		年齢	()歳	\neg		その他	[3](具体的に)
住 所 Ta.							⑦ 受傷場所	夏山幹面(10~20°) 5ハーフパイプ 8リフ 3急斜面(20°以上) 6ウエーブ 9リフ					
受		自分で転	衙			人と種		10 C 47 12	人以外と行	新空	1	その他	
傷 1/3 3 3 3	□ペテンスを崩して ②転落・滑落 □スキーヤーと ヨジャンブの失敗 ④トリックの失敗 国スノーボータ □逆エッジ転倒 ⑥その他() ⑨その他の人					と衝突 /と征 人(Ę)	10立木 112岩・石 13リフト支柱 143 150その他(12ネット 旨板・標識) 17店	体的に記	D
傷害の 部位と ※施	種類	傷害の部位。 で記入してく の場合は.傷害	ださい。		より選び番号 で下さい。	優傷害	1		療機関での治療が> ほど必要なし> 要あり>	った疑		ゆ ヘルットの#	告月
₩ IS.	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1番	2番	3 番		程度	31	重 傷 祭		1 2 無		1 2 無	
傷害の	部位					(B)	1 1 2 4 1 2 4	切めて 切級	(個 自分のケカ 傷害保険			ケガのた! 責任保険	
(左・右・孫当無) 左・右・集 左・右・集 左・右・集 左・右・集 傷害の種類				技能	3 4	中級 I加入している 上級 ②加入していない その他 ③わからない				■加入している②加入していない③わからない			
4 m 7 m 部 10 m 位 13 m	□順 ②順 ③音 ④慎 ③音中 ⑥度 ⑦装 ⑤腎部 ①股間 辺両 ③上路 ②皮間 図所 ②上路 ②皮間 図手指 ②大腿 ⑧膝 ⑤下と ②足音 ②足部 ②足性 図その他(□ 1 1 1 1 1 1 1 1 1					(6)	〈ガライベート〉 ①自由潜走中 〈講習中〉 ②学校授奏・行事中 ③修学旅行・体験学習・ ④公認スキー学校・スケール等 ⑤その他の誘習中 (ケガをしたのは、①生徒 ②指導者 ③アシスタント (競技中) 〈競技中〉 ⑥ポール練習中 ②大会・競技出場中						中
22 t						100 m	くそ 正 f	(その他) 图具体的に(工停止中 コスムース(圧雪) 工売 ②ゆっくり 型 フラア(不整備) 型 辺湿					
類 45 5里	丁 撲	りきず・すりきず))			スピード	3. 4)	ふつう 速 い その他	雪面状況 5その他	9	37 4#	イスパーン ラメ雪 ・の他)
備 考						◎衝突の相手	正: 氏: 住: Ta.		る ②不 明	11男	2女		
以下はパー 搬送 方法	(4) 事故(2) 教急	対部入してく 現場→救護3 処置後の行動 一場→病院:	室·駐車場 助	1	アキヤ 2 病院へ(病院:4 一場関係の申) 23	1分で の他 の他 &	50 飲酒:	- 142	E.E.
搬送者日			処置す				1,01	録者氏名		記録	年	月	E
※右上の	No. S	Bはスキー	ヤ-(s)	、スノー		3){=5	分けて	各々1か	ら番号をつけてく 目的には使用致し				_

図 7 スキー場傷害調査用紙 (例)

9-3 事故原因の調査と再発防止

重傷・死亡など重大事故の場合、スキー場管理者は事故の原因を調査しなければならない. 調査は、事故後の対策を考える上でとても重要であり、同種事故の再発防止に寄与するものである.

参 老

事故時の対応

弁護士 坂東克彦 作成

- 1 事故者の救護
- 2 現場の保全等
 - (1) 現場の保存

雪面の状況は刻々と変わるので、事故後、早く対応しなければならない.

- ・シュプールの形状・方向・長さの確認
- ・写真距離・斜度等の計測 これらによってスキーヤーが事故のときにどのような滑りをしていたかを判断できる。
- i) 立木との衝突であれば、その位置、血痕等の痕跡
- ii) コースの内か外か、圧雪整備際からの距離
- iii) 酒臭の有無
- iv)スキー、ストック等の離脱物の位置の確認
- v) スキー・ストック・ビンディング(強・弱) ゴーグルの種類、ウエアと損傷の有無
- vi) 目撃者の確保
- vii)その他特記事項
- (2) 関係者の身元の確認と事情聴取
- (3) 警察への通報
- (4) 記録の作成と保存
- ※1 これらの事項を記録するための様式を統一し、パトロール事務所に備えつけておく.
- ※2 警察の実況見分が行われるときは、これを妨げてはならない.

10 スキー場管理者の安全対策の限界

スキー事故裁判でスキーヤーがスキー場管理責任を問題とするとき、ほとんどの場合、民法第717条の「土地工作物の瑕疵」を問題としている。

しかし、スキー場管理者がなすべき安全対策は、スキーヤーがこの基準で定める ルールを守って行動していることを前提とするものであるから、スキーヤーがルール を守らずに引き起こした事故についてスキー場管理者が責任を問われる理由はない. 民法第717条の「土地工作物の瑕疵」が問題とされた判例として次のものがある。

判例 例

Dスキー場 スキーヤー 立木衝突死亡事故

福岡地裁判決(判例タイムズ1133号)

そこで、本件の場合についてこれを考えるに、前掲証拠、前記認定事実及び弁論の全趣旨に よれば、本件松の木は、被告会社のDスキー場が初心者ないし初級者コースに指定したゲレン デ内に生えていること、そこは実際にも初級者の多くが利用するゲレンデであること、 斜度は 10度程度の傾斜面であり、多くの人がゆっくりとしたスピードでスキーを楽しんでいる場所で あること、本件松の木の位置はゲレンデの内側に存在したとの事実が認められるが、一方で、 本件松の木の位置、大きさ、その周囲の状況、そのゲレンデの具体的な利用形態(甲29の1及 び2. 乙3. 乙7. 乙23の1ないし乙25. 乙27. 乙39ないし乙45. 乙49等)を見ると,本件松 の木は視認可能性の高い位置に、黒色で目立つ形で、近くにある他のたくさんの松と同様に立っ ているものであること、とくに密集して生えているものでもないこと、通常のコース取りでもっ て滑走した場合に、本件松の木は、衝突しやすい位置や状態に置かれているということもない こと、初級者の多くは、本件松の木付近ではなく、山麓に向けて左側に大きく広がった部分、 障害物の少ない部分を利用しているものであること、このゲレンデでは本件事故のような重大 事故は本件以前に発生したことはないこと、初級者が利用するとしても、初級者は、本件松の 木ないしその付近の松の木近くの滑走を危険と判断すれば、当初からこれに近づかないような 滑走すれば足り、それがとくに困難となるような状況にもなかったとの事実が認められること からすると、本件松の木に防護マットを敷設せずにゲレンデ内に残しておいたことが、スキー 場利用者の自己責任を越えて、それとの衝突を招くような危険を現出させていたものと言うこ とはできず、本件松の木については、原告らの主張するような安全措置を施す必要はなく、本 件松の木に関し、被告会社の管理するスキー場の設備に欠けるところがあったとは認められな い、そして、全証拠によっても、その設置管理の瑕疵があったとの事実を認めることはできな い(以上の点から、被告会社の安全措置義務違反の事実も同様に認めることはできない.).

第4章 その他

第4章は、スキーヤーおよびスキー場管理者のほか、スキーにかかわる全ての団体・企業・ 個人に向けた内容となっている。

1 安全な用具の提供

用具の製造事業者および提供者は、安全に機能する用具を常に提供するよう努めなければならない.

「用具の製造事業者」とは、いわゆるメーカーのことを指す. また、用具の「提供者」とは、販売店やレンタル店等のことを指す.

メーカーは、製造物(用具・用品)が本来備えるべき安全性についての責任を持たなくてはならないし、販売店・レンタル店等は、製造物(用具・用品)の安全性が損なわれるような加工を施してはならない。これらに反して人の生命、身体および財産に損害を与えた場合、メーカーあるいは販売店・レンタル店等は製造物責任法(いわゆる PL 法)および民法の規定にもとづいて被害者に対してその損害を賠償しなければならない。

また、メーカー・販売店・レンタル店等は、スキーヤー(ユーザー)に対して安全に関する 適切な助言ができなくてはならない。他方、スキーヤー(ユーザー)は、そのために必要とさ れる情報(技術や身体プロフィールなど)について販売店・レンタル店等へ正確に申告しなく てはならない。

スキーヤーが安全に機能する用具の提供を受けるには、① メーカー、② 販売店・レンタル店、それに③ スキーヤー(ユーザー)自身の三者による協働が必要である。

2 環境保全

スノースポーツにかかわる団体・企業・個人は、自然環境の保全に努めなければならない.



出所:日本スキー産業振興協会 (www.ski-jsp.ip)

写真 22 ポスター①

写真 23 ポスター②

写真 24 ポスター③

スノースポーツは、自然環境を舞台として行われるスポーツであり、自然とは切っても切れない関係にある。近年、地球温暖化による雪不足や氷河後退などスノースポーツの存続にかかわる重大な問題が各地で発生している。私たちが今後もスノースポーツの楽しさを享受し続けるには、まずスノースポーツに関わる人たちが率先して「自然環境の保全に努めなければならない」、スノースポーツが直接的な原因となって、自然が破壊されたり、自然災害が誘発されたりするようなことは避けなくてはならない。「スノースポーツにかかわる団体・企業・個人」は、こうした問題の解決に向けてイニシアティブをとりながら協働的に取り組んでいく必要があるだろう。

参考

V スキーヤーとスノーボーダーのための FIS 環境ルール

スキーヤーとスノーボーダーは、世界中の自然を自由に楽しんでいる。自然は動物たちの住み処であり、植物はその傷つきやすい土地で育つものである。そして自然は人間の生活を守るものである。このような手付かずの環境の中で、今後もずっとスキーとスノーボードを楽しみ続けるために、皆が責任を持って景観保全に努めなければならない。環境と共存できるスキー、スノーボードでなければならない。よってFIS は全てのスキーヤーとスノーボーダーに対し次のルールの尊重を願いたい。

- 1 訪れたいと思うスキーエリアの情報を集め、環境に配慮しているスキー場を選ぶ、
- 2 実際にスキーエリアに行く際には、バスや電車といった環境汚染を最小限に抑えることの できる移動手段を用いるなどして、自分自身も環境意識を持つこと.
- 3 自家用車を利用する場合、余分な空席が出ないよう相乗りをするなどの努力をすること、
- 4 スキーエリアに到着したら、現地での移動には自家用車を使わずにスキーバスを利用すること、
- 5 十分な積雪のあるときにだけスキーやスノーボードを楽しむこと.
- 6 滑走コースやルートに従うこと.
- 7 コース上の標識等に注意を払い、閉鎖されたコースには近づかないこと.
- 8 滑走禁止エリア、特に樹木の茂ったエリアは決して滑らないこと、
- 9 保護エリアには立ち入らないこと. どんな動植物も大切にしなければならない.
- 10 ゴミは捨てずに持ち帰ること.

出所: SAJ編「日本スキー教程安全編」スキージャーナル(2010年) pp.151-157 より抜粋



写真25 スキー場の美観を損なうマット

判 例

Dスキー場 スキーヤー 立木衝突死亡事故

福岡地裁判決(判例タイムズ1133号)

国土の荒廃を防ぎ、災害の防止のほか、スキー場の雪の維持管理、スキー場の景観を楽しんだり、スキー場ごとの特質や魅力(集客目的の娯楽施設である面も含めて)を醸し出すためにも立木等を自然のままに残す必要があることも認められ(以下略)

3 障がい者などへの配慮

スノースポーツにかかわる団体・企業・個人は、障がい者を含む全ての人が安全に スノースポーツを楽しむことが出来る環境を整えるように努めなければならない.

「スノースポーツにかかわる団体・企業・個人」は、全ての人が等しくスノースポーツに参加できる機会を得られるよう、そしてスノースポーツを通して誰もが健康で文化的な生活を営むことができるよう、そのための環境および制度づくりなどの基盤整備を積極的に進めていかなくてはならない。

ここにいう「全ての人」とは、老若男女の区別なく、また、障がいの有無にかかわりなくという意味である。スキー場は、健常な若者のためにだけ存在するのではない。子供や高齢者であっても安全にスノースポーツを楽しめる環境づくりや、障がいを持っている人であっても安心してスノースポーツに取り組むことができるような施設・設備および人的な支援体制を未来に向けて整えていかなくてはならない。

参考

スポーツ基本法 (平成23年法律第78号)

(前文) 抜粋

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民が その自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツ に親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保 されなければならない。

(基本理念) 第2条5

スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及 び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない.

附 則

附則 本基準の見直し

この基準は、原則5年ごとに見直すものとする、

スノースポーツの価値は普遍である.しかし、スノースポーツを取り巻く環境は今後もさまざまに変化を遂げていくことが予想される. 状況変化があった際にこれに柔軟に対応できるよう準備を整えておかなければならない. 例えば、全国スキー安全対策協議会内に本基準の検討委員会を設置し、定期的に基準の内容について見直し、必要があれば適時的にこれを改正していけるような仕組みを構築しておくことが必要である.